

令和7年4月8日

熊本地方検察庁における記者会見等について

熊本地方検察庁

熊本地方検察庁では、熊本県司法記者クラブに所属していない一定の記者について、記者会見への参加を受け付けております。

記者会見に参加するには、事前登録手続にお申し込みいただく必要があります。当庁における記者会見等の概要は、下記のとおりです。

記

1 記者会見の開催

当庁における重大事件の起訴、判決又はその他必要に応じて、随時の記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配布することがあります。

2 参加対象者

記者会見には、熊本県司法記者クラブ所属記者のほか、以下の①ないし⑧に該当する記者で、事前に登録手続を了した方が参加できます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 記者会見の開催要領及び事前登録手続

記者会見の開催要領等の詳細は、事前登録手続終了後、別途お知らせします。

[【事前登録手続の詳細はこちらへ】](#)